

参考資料

○武蔵村山市環境基本条例

平成16年6月28日
条例第15号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市、市民及び事業者の責務（第4条—第7条）

第3章 環境の保全等に関する基本的施策（第8条—第15条）

第4章 武蔵村山市環境審議会（第16条）

附則

私たちのまち武蔵村山市は、自然に恵まれた狭山丘陵を背景に、武蔵野の面影が色濃い雑木林などの豊かな自然環境の中で発展してきた。

しかし、社会経済活動の拡大や便利で豊かな生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄をもたらし、大気汚染や緑の減少など身近な生活環境に悪影響を及ぼし、さらに、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球全体の環境にも少なからず影響を及ぼしている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

こうした認識の下に、人と自然との共生を基本とし、市とすべての市民及び事業者とが協働して、豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを目指して、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに武蔵村山市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

- (3) 循環型社会 廃棄物等の発生が抑制され、発生した場合においては循環的な利用が促進され、及び適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動においてすべての者が協働することによって積極的に推進されなければならない。

第2章 市、市民及び事業者の責務

(協働の責務)

第4条 市、市民及び事業者は、環境の保全等を図るため、互いに協働するよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 大気、水、土壌、動植物等から成る自然環境の保全、回復及び創造（以下「自然環境の保全等」という。）に関すること。
- (3) 良好な景観及び歴史的文化的遺産の保全に関すること。
- (4) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物等の減量及び再資源化の促進に関すること。
- (5) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進に関すること。
- (6) 地球全体の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に関すること。

2 市は、市が行う事業に関し、環境への負荷の低減に自ら取り組まなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、日常生活において発生する環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害の防止及び自然環境の保全等を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第3章 環境の保全等に関する基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、武蔵村山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標
- (2) 環境の保全等に関する基本的な施策の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第16条第1項に規定する武蔵村山市環境審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境行動指針)

第10条 市長は、環境基本計画に沿って、市、市民及び事業者が環境への負荷の低減に寄与する行動をとるための規範となる環境行動指針を策定しなければならない。

2 市長は、環境行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 前項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(環境の調査、監視及び測定)

第11条 市長は、環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全等に関する施策の策定及び実施のために必要な調査、監視及び測定を実施するものとする。

2 市長は、前項の調査、監視及び測定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(環境の保全等に関する学習の推進)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関し理解を深め、意識の向上を図るとともに、環境の保全等に関する取組を推進するため、環境の保全等に関する学習の機会の提供に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関する情報を適切に共有できるよう、情報の収集及び提供に努めるものとする。

(自発的活動の促進)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう努めるものとする。

(国、東京都等との連携)

第15条 市は、環境の保全等に関する施策のうち、広域的な取組を必要とするものについて、国及び東京都その他の地方公共団体と連携して推進するものとする。

第4章 武蔵村山市環境審議会

(環境審議会)

第16条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、武蔵村山市環境審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全等の基本的な施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 審議会は、前項に規定する調査審議を行うほか、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長に意見を申し出ることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則 省略

○武蔵村山市環境審議会規則

平成16年6月28日
規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵村山市環境基本条例(平成16年武蔵村山市条例第15号)第16条第7項の規定に基づき、武蔵村山市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱する。

- (1) 市民 3人
- (2) 事業者 3人
- (3) 学識経験を有する者 2人
- (4) 関係行政機関の職員 2人

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が議決により非公開としたときは、公開しないことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部環境課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 省略

○武蔵村山市環境推進委員会設置要綱

平成20年2月20日
訓令（乙）第6号

（設置）

第1条 武蔵村山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を計画的かつ総合的に推進するため、武蔵村山市環境推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 環境基本計画の原案の作成
- (2) 環境基本計画に定める環境施策の取組についての毎年度の点検及び評価、見直しの検討並びにこれらの結果の市長への報告
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境基本計画の推進に関し必要な事項についての調査検討

（組織）

第3条 委員会は、委員14人をもって組織する。

- 2 委員は、環境部長、企画財政部企画政策課長、総務部総務契約課長、協働推進部協働推進課長、同部産業観光課長、環境部ごみ対策課長、都市整備部都市計画課長、同部交通企画・モノレール推進課長、同部道路下水道課長、同部施設課長、教育部教育総務課長、同部教育指導課長、同部学校給食課長及び同部文化振興課長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は環境部長の職にある委員を、副委員長は総務部総務契約課長の職にある委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、環境部環境課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 省略

○策定経過

■武蔵村山市環境審議会

令和6年度

回	開催年月日	主な審議内容等
第1回	令和6年 11月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ● 諮問 ● 市民意識調査の実施について
第2回	令和7年 3月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画の基本的な考え方 ● 策定スケジュール ● 市民意識調査結果

令和7年度

回	開催年月日	主な審議内容等
第1回	令和7年 5月29日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画骨子案及び施策内容について ● 武蔵村山市の目指す「望ましい環境像」について ● 第二次計画指標の見直しについて
第2回	9月9日(火)	● 武蔵村山市第三次環境基本計画(素案)について
第3回	10月28日(火)	● 武蔵村山市第三次環境基本計画(素案)について
第4回	令和8年 1月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの実施結果について ● 武蔵村山市第三次環境基本計画(素案)について ● 答申(案)について

■武蔵村山市環境推進委員会

令和7年度

回	開催年月日	主な審議内容等
第1回	令和7年 5月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ● 武蔵村山市第三次環境基本計画策定に関する基本的事項 ● 計画骨子案及び施策内容について
第2回	8月15日(金)	● 武蔵村山市第三次環境基本計画(素案)について
第3回	10月31日(金)	● 武蔵村山市第三次環境基本計画(素案)について
第4回	令和8年 1月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの実施結果について ● 武蔵村山市第三次環境基本計画(原案)について

○環境審議会委員名簿

区 分	氏 名	選出区分	備 考
会 長	尾崎 寛直	学識経験を有する者	
副 会 長	宮田 博之	学識経験を有する者	
委 員	尾川 和宏	公募市民	
委 員	佐々木 善男	公募市民	
委 員	竹中 輝和	公募市民	
委 員	栗原 誠	商工会推薦	令和7年9月30日まで
委 員	金井 一三	商工会推薦	令和7年10月1日以降
委 員	長瀬 雄一郎	商工会推薦	
委 員	下田 智道	農友会推薦	令和7年9月30日まで
委 員	渡辺 開波	農友会推薦	令和7年10月1日以降
委 員	松浦 光明	関係行政機関の職員	
委 員	田中 貴浩	関係行政機関の職員	令和7年3月31日まで
委 員	上原 恵美	関係行政機関の職員	令和7年4月1日以降

○環境推進委員会委員名簿

区 分	氏 名	職 名	備 考
委員長	安 齋 高	環境部長	
副委員長	栗原 秀和	総務契約課長	
委 員	平崎 智章	企画政策課長	
委 員	田村 一晴	協働推進課長	
委 員	鳥海 純子	産業観光課長	令和7年9月30日まで
委 員	池谷 正太郎	産業観光課長	令和7年10月1日以降
委 員	古川 敦司	ごみ対策課長	
委 員	篠田 光宏	都市計画課長	
委 員	湊 祥子	交通企画・モノレール 推進課長	
委 員	田村 崇寛	道路下水道課長	
委 員	櫻井 謙次	施設課長	
委 員	佐藤 哲郎	教育総務課長	
委 員	高瀬 隆太郎	学校教育担当部長 (教育指導課長事務取扱)	
委 員	矢野 喜之	学校給食課長	
委 員	廣末 聡	文化振興課長	

○市民等意識調査の結果と第二次計画の評価

1 市民意識調査と第二次計画の評価の考え方

武蔵村山市の望ましい環境像である「『みどり』と『暮らし』をみんなで育む住み良いまちむさしむらやま」の実現に向けて、第二次計画では5つの柱それぞれに環境目標を設定し、40の環境指標と63の具体的な取組を掲げ、進捗管理を行っています。

計画の改定に当たっては、これらの指標による評価とともに市民意識調査で把握した満足度とその変化量を向上度として活用し、5つの柱に対して総合的な評価を実施しました。

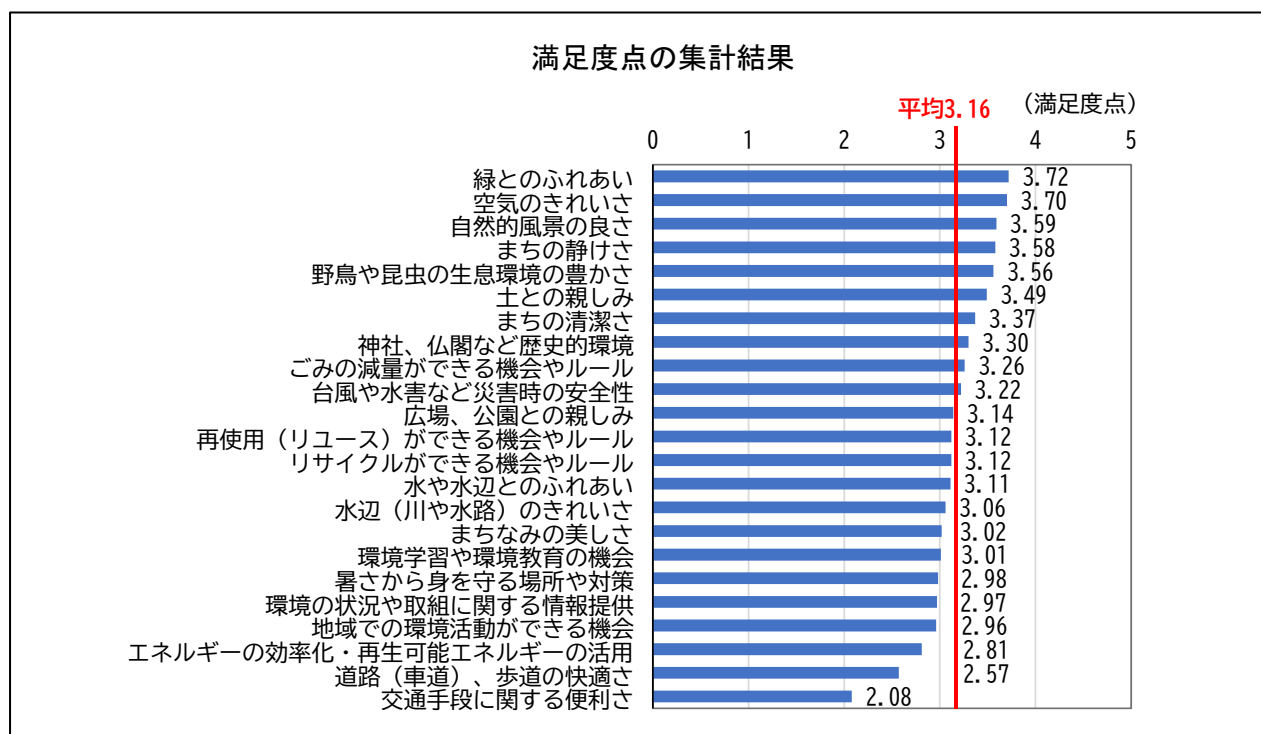
●評価に活用した満足度と向上度の結果

満足度については、以下の方法で算定しました。

$$\text{「武蔵村山市の環境の満足度」平均点（満足度点）} = \frac{\text{「満足」回答数} \times 5 + \text{「まあ満足」回答数} \times 4 + \text{「普通」回答数} \times 3 + \text{「やや不満」回答数} \times 2 + \text{「不満」回答数} \times 1}{\text{回答者数（不明・無回答除く）}}$$

満足度点の集計結果をみると、周辺の環境に対する満足度点は、全体の平均が3.16となっています。

調査をした全23項目に対し、平均より高い項目は10項目という結果になりました。



【向上度：周辺の環境に対する満足度（満足度点の比較）】

項目	令和6年度調査	平成26年度調査	変化量
空気のきれいさ	3.70	3.61	0.09
水辺（川や水路）のきれいさ	3.06	2.86	0.20
まちの静けさ	3.58	3.44	0.13
まちの清潔さ	3.37	3.22	0.15
緑とのふれあい	3.72	3.71	0.01
水や水辺とのふれあい	3.11	2.92	0.20
野鳥や昆虫の生息環境の豊かさ	3.56	3.38	0.19
土との親しみ	3.49	3.37	0.12
自然的風景の良さ	3.59	3.39	0.20
まちなみの美しさ	3.02	2.87	0.15
道路（車道）、歩道の快適さ	2.57	2.39	0.17
広場、公園との親しみ	3.14	3.00	0.14
神社、仏閣など歴史的環境	3.30	2.95	0.35
交通手段に関する便利さ	2.08	2.84	▲ 0.75
台風や水害など災害時の安全性 ※	3.22	1.95	1.27
環境学習や環境教育の機会	3.01	2.85	0.15
環境の状況や取組に関する情報提供	2.97	2.82	0.15

※平成26年度調査では「地震、災害に対する安全性」

【向上度：取り組んでいる環境行動（取り組んでいる割合）】

項目	令和6年度調査	平成26年度調査	変化量
自家用車の使用を控え、できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を使っている	56.4	50.0	6.4
買い物袋（マイバッグ）を持参している	94.7	83.1	11.6
過剰な包装や使い捨てのスプーンやフォークなどを断っている ※1	84.1	84.9	▲ 0.8
ものを大切にし、長く使っている	93.4	92.4	1.0
環境に優しい商品（環境に配慮した製品や地元産の食材）を購入している ※2	70.1	70.3	▲0.2
生ごみを堆肥にしている	16.9	12.9	4.0
油や調理くずなどを下水に流さないよう家庭排水に配慮している ※3	93.1	93.7	▲ 0.6
生け垣の設置や緑のカーテンなど緑化をしている ※4	44.1	29.7	14.4
庭やベランダに植木や花壇、鉢植えなど植栽をしている	67.2	75.3	▲ 8.1
ペットを飼うにあたっては、ルールを守っている ※5	62.9	81.3	▲ 18.4
自宅のまわりや所有地をきれいに管理する	87.3	82.3	5.0

項目	令和6年度調査	平成26年度調査	変化量
地域の環境活動（地域清掃、リサイクル活動など）に参加している ※6	25.1	27.6	▲ 2.5
環境に関する学習講座、講演会、自然観察会に参加している ※7	9.2	11.5	▲ 2.3

※平成26年度調査の設問では以下の表現となっている。

※1：過剰な包装は断る／※2：環境に配慮した製品を購入する／※3：天ぷら油などの廃油をそのまま流さないようにする／※4：ブロック塀を生垣に変えて、緑豊かにする／※5：ペットを飼う場合に、近所に迷惑をかけないようにする／※6：道路、公園、川などの清掃作業、美化活動に参加する／※7：講演会や自然観察会などの環境イベントに参加する

2 評価結果

第二次計画で設定した環境指標についての令和6年度時点で実績値と、満足度・向上度を施策の柱ごとに以下に示します。これらの結果のまとめについては、計画本編の第2章の「4 第二次計画の振り返り」（22～23ページ）に記載しています。

基本施策柱1 みどり等との共生

【環境指標】

施策	項目	目標値 (令和7年度)	現計画策定時 (平成26年度)	現在の値 (令和6年度)
①みどりの保全・創出・育成	都市全体の緑化総量（緑被率）	45.0%	44.5% (平成23年度)	41.9% (令和3年度)
	保存生け垣の延長	4,850m	4,709m	4,482m
	公園・緑地等のボランティア人数	148人	64人	165人
	グリーンヘルパー（1級）人数	8人	0人	10人
②水辺の保全・水循環の創出	残堀川クリーンアップ作戦参加者数	毎年の増加	23人	32人
③農地の保全・農業の活性化	体験型市民農園の設置箇所数	3箇所	2箇所	2箇所
	認定農業者 市内の小中学校での学校給食で利用される地場産率10%以上の野菜数	46人 毎年の増加	18人 12種類	44人 23種類
④生物多様性の確保	(指標設定なし)	—	—	—
⑤みどり等とのふれあいの場の創出数、参加者数	里山等とのふれあいの場の創出数、参加者数	毎年の増加	3回 43人	2回 18人
	水辺とのふれあいの場の創出数、参加者数	毎年の増加	2回 33人	2回 18人
	親水緑地広場の箇所数	8箇所	7箇所	7箇所
	農地とのふれあいの場の創出数、参加者数	3箇所 毎年の増加	2箇所 107人	2箇所 118人
⑥歴史的文化的遺産の保全	(指標設定なし)	—	—	—

【満足度点：周辺的环境に対する満足度】

項目	令和6年度	全体平均値との差
空気のきれいさ	3.70	0.54
水辺（川や水路）のきれいさ	3.06	▲ 0.10
緑とのふれあい	3.72	0.56
水や水辺とのふれあい	3.11	▲ 0.05
野鳥や昆虫の生息環境の豊かさ	3.56	0.40
土との親しみ	3.49	0.33
自然的風景の良さ	3.59	0.43
広場、公園との親しみ	3.14	▲ 0.02
神社、仏閣など歴史的環境	3.30	0.14

【向上度：取り組んでいる環境行動（取り組んでいる割合）】

項目	令和6年度	平成26年度	変化量
生け垣の設置や緑のカーテンなど緑化をしている	44.1	29.7	14.4
庭やバルコニーに植木や花壇、鉢植えなど植栽をしている	67.2	75.3	▲ 8.1

基本施策柱2 エネルギーの有効利用の推進

【環境指標】

施策	項目	目標値 (令和7年度)	現計画策定時 (平成26年度)	現在の値 (令和6年度)
①省エネルギーの推進	公共施設等におけるエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量（総量）	3,383,975 kg-CO ₂ /年 (令和8年度)	4,233,496.38 kg-CO ₂ /年 (令和2年度)	4,091,891.80 kg-CO ₂ /年
	一世帯あたりの使用量（電気）	把握方法を検討	—	—
	一世帯あたりの使用量（都市ガス）	使用量の削減を図る	366.3 m ³	301.0 m ³
	一世帯あたりの使用量（水道）	使用量の削減を図る	733.1ℓ	615.6ℓ
②再生可能エネルギーの推進	公共施設等における再生可能エネルギー導入量	把握方法を検討	—	3,734kWh
	市内の再生可能エネルギー導入量	把握方法を検討	—	75.5kWh
③低炭素なまちの形成	公用車における低公害車の導入割合	60%	33%	58.8%
	庁用自転車の台数	26台	2台	33台
	市内循環バスの1便当たりの輸送人員	6人/便・年	5人/便・年	6人/便・年
	乗合タクシー「むらタク」の利用者数	4,500人/年	3,520人/年	12,494人/年
④気候変動に関する情報提供と地域情報の把握	(指標設定なし)	—	—	—

【満足度点：周辺の環境に対する満足度】

項目	令和6年度	全体平均値との差
交通手段に関する便利さ	2.08	▲ 1.08
エネルギーの効率化・再生可能エネルギーの活用	2.81	▲ 0.35
台風や水害など災害時の安全性	3.22	0.06
暑さから身を守る場所や対策	2.98	▲ 0.18

【向上度：取り組んでいる環境行動（取り組んでいる割合）】

項目	令和6年度	平成26年度	変化量
自家用車の使用を控え、できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を使っている	56.4	50.0	6.4

基本施策柱3 4Rの推進

【環境指標】

施策	項目	目標値 (令和7年度)	現計画策定時 (平成26年度)	現在の値 (令和6年度)
①ごみの排出抑制と排出抑制の促進	排出物原単位（総排出量÷年度末人口÷年間日数）	660.0 g/人・日 以下	805.2 g/人・日	666.5 g/人・日
②資源化の推進	リサイクル率（エコセメント含む）（総資源化量÷総排出量×100）	37.6%	34.9%	33.6%
③環境への負荷の低減とごみの適正処理	最終処分量（循環組合への搬入量）	モニター指標とする	1,958t	1,372t
	最終処分量（循環組合への不燃ごみ埋立て量）	モニター指標とする	30t	0t
④不法投棄対策の推進	（指標設定なし）	—	—	—

【満足度点：周辺の環境に対する満足度】

項目	令和6年度	全体平均値との差
ごみの減量ができる機会やルール	3.26	0.10
再使用（リユース）ができる機会やルール	3.12	▲ 0.04
リサイクルができる機会やルール	3.12	▲ 0.04

【向上度：取り組んでいる環境行動（取り組んでいる割合）】

項目	令和6年度	平成26年度	変化量
買い物袋（マイバッグ）を持参している	94.7	83.1	11.6
過剰な包装や使い捨てのスプーンやフォークなどを断っている	84.1	84.9	▲ 0.8
ものを大切に、長く使っている	93.4	92.4	1.0
環境に優しい商品（環境に配慮した製品や地元産の食材）を購入している	70.1	70.3	▲ 0.2
生ごみを堆肥にしている	16.9	12.9	4.0
油や調理くずなどを下水に流さないよう家庭排水に配慮している	93.1	93.7	▲ 0.6

基本施策柱 4 生活環境の保全

【環境指標】

施策	項目	目標値 (令和7年度)	現計画策定時 (平成26年度)	現在の値 (令和6年度)
①生活環境の 保全（環境 基準の遵守 と維持）	環境基準の達成（遵守された項目 ／モニタリング項目×100）	100%	90%	97%
②新たな環境 問題への対 応	（指標設定なし）	—	—	—
③快適環境の 保全	クリーン作戦参加人数	毎年の増加	3,874人	2,147人
	不法投棄等のごみ回収量	毎年の減少	990kg	400kg
	犬のふんの放置防止パトロールの 実施	24以上	—	5

【満足度点：周辺の環境に対する満足度】

項目	令和6年度	全体平均値 との差
まちの静けさ	3.58	0.42
まちの清潔さ	3.37	0.21
まちなみの美しさ	3.02	▲ 0.14
道路（車道）、歩道の快適さ	2.57	▲ 0.59

【向上度：取り組んでいる環境行動（取り組んでいる割合）】

項目	令和6年度	平成26年度	変化量
ペットを飼うにあたっては、ルールを守っている	62.9	81.3	▲ 18.4
自宅のまわりや所有地をきれいに管理する	87.3	82.3	5.0

基本施策柱 5 環境行動・教育の推進

【環境指標】

施策	項目	目標値 (令和7年度)	現計画策定時 (平成26年度)	現在の値 (令和6年度)
①環境に関する 情報の収集・ 提供	広報による環境に関する情報の 提供回数	毎年の維持 又は増加	17回	15回
②学校・職場で の環境教育	環境学習会の参加人数	毎年の増加	58人	18人
	親と子の環境教室の参加人数			15人
③市民・事業者 等の環境活 動の推進・支 援	（指標設定なし）	—	—	—

【満足度点：周辺の環境に対する満足度】

項目	令和6年度	全体平均値との差
環境学習や環境教育の機会	3.01	▲ 0.15
環境の状況や取組に関する情報提供	2.97	▲ 0.19
地域での環境活動ができる機会	2.96	▲ 0.20

【向上度：取り組んでいる環境行動（取り組んでいる割合）】

項目	令和6年度	平成26年度	変化量
地域の環境活動（地域清掃、リサイクル活動など）に参加している	25.1	27.6	▲ 2.5
環境に関する学習講座、講演会、自然観察会に参加している	9.2	11.5	▲ 2.3

○用語集

	用語	説明
英数	30 by 30 (サーティ・バイ・サーティ)	2030年までに自国の陸域・海域の少なくとも30%を保全・保護することを目指す国際的な目標であり、生物多様性の損失を食い止め、回復させること(ネイチャーポジティブ)を目的としている。
	BOD (ビーオーディー)	「生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)」の略称であり、水中の有機物が微生物により分解される際に消費される酸素量で、水質汚濁の程度を表す代表指標である。値が高いほど汚濁が大きい。河川・湖沼の環境基準設定や改善効果の把握に用いられる。
	COP (コップ)	締約国会議(Conference of the Parties)を意味し、環境問題に限らず多くの国際条約の中で、加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。
	ESD for 2030 (イー・エス・ディー)	持続可能な開発のための教育の国際実施枠組みであり、2019年にユネスコ総会で採択、2020～2030年を対象とする。政策推進、学習環境変革、教育者能力強化、ユース参画等の五分野を軸に、SDGs全目標達成へ教育の役割を強化するもの。
	ICT (アイ・シー・ティー)	情報(Information)と通信(Communication)に関する技術の総称。ITよりコミュニケーション機能を含意する用語として国際的に用いられ、行政・産業・教育分野のデジタル化基盤をなす。
	ZEB (ゼブ)、ゼロエミッションビル	「ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」とは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。ゼロエミッションビルも同義
	ZEH (ゼッチ)	「ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」は、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅
	ZEV(ゼロ・エミッション・ビークル)	走行時に二酸化炭素や大気汚染物質を排出しない車両を指し、電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)などが該当する。これにより、交通部門における温室効果ガスの削減が期待されている。
あ行	暑さ指数(WBGT)	気温・湿度・輻射熱・風の影響を総合評価する熱ストレス指標。労働・運動時の熱中症リスク管理に用い、35相当では「特別警戒」が発表される。学校活動やイベントの中止判断の客観指標となる。
	イノベーション	新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などにより、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念
	インフラ	インフラストラクチャーの略。社会資本のことで、国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設を指す。道路、橋梁、鉄道路線、上水道、下水道、電気、ガス、通信など、日々の生活や産業活動を支える基盤となっている施設・設備

	用語	説明
あ行	ウェルビーイング (Well-being)	環境の保全を通じて、現在および将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、経済厚生の上を目指す概念であり、国の第六次環境基本計画の最上位の目的として掲げられている。
か行	拡大生産者責任 (EPR)	生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。OECD（経済協力開発機構）が提唱し、我が国の循環型社会形成推進基本法にもこの考え方が取り入れられている。
	カーボン・オフセット	事業や暮らしで避け難い温室効果ガス排出について、まず自らの削減努力を尽くし、残余を信頼性あるクレジットの購入・投資で埋め合わせる考え方。日本ではJ-クレジット等が用いられ、国際的にはUNFCCCのCER等が活用される。
	カーボンニュートラル	家庭や事業所などから排出するCO ₂ を省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用によって排出を削減するとともに、削減しきれない分を、植林や森林保護、排出権の購入といった吸収によって正味でゼロになっている状態
	カーボンプライシング	二酸化炭素排出に価格を付け、行動変容と投資誘導を図る政策。炭素税、排出量取引、クレジット取引などの手法があり、設計により産業競争力や家計負担への影響が異なるため、公平で段階的な移行設計が要る。
	環境リテラシー	環境的課題を理解し、科学的知見と社会制度を踏まえ行動選択に適用できる資質・能力を指す概念。知識に加え調査分析・意思決定・市民的責任を含むと整理されている。
	吸収源	大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。
	クーリングシェルター	気候変動適応法に基づいた、適当な冷房設備を有する等の要件を満たす施設（民間施設を含む）で、誰もが暑さをしのげる場所として、自治体が指定した施設
	グリーンインフラ	河川・緑地・湿地等の自然の働きを治水・暑熱対策・生物多様性回復に活かす整備思想。灰色インフラと組み合わせ、維持費縮減と多重便益の創出を図る。
	グリーン購入	国等に環境配慮型製品の調達を義務付け、自治体・事業者・国民にも努力を求める枠組みである。調達の需要側から市場を変える政策手段
	グリーンヘルパー	自然や環境問題に関心を持ちながら、活動の場や組織がないために活動できない方々に、その「思いとエネルギー」を行動に結びつける足がかりとして、学習と活動の場を提供し、「みどりのまちづくり」を推進する地域活動のリーダー
	グローバル・ストックテイク（GST）	パリ協定の下で各国の温室効果ガス対策の進捗を5年ごとに総点検する仕組み。第1回は2023年に結論が採択され、各国は結果を自国の目標・実施強化に反映させる責務を負う。
	コージェネレーション	天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステム。総合エネルギー効率を7割から8割ほどに向上させることができる。近年は、発電に燃料電池も使用されており、エネファームは「家庭用燃料電池」とも呼ばれ、水素を使って発電する仕組み

	用語	説明
さ行	サーキュラーエコノミー（循環経済）	資源の投入量や消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化し、資源・製品の価値を最大化する経済活動の在り方を指す。これにより、温室効果ガスの排出低減や生物多様性の保全など、様々な環境問題への対応が可能となる。
	サプライチェーン	原材料調達から生産・物流・販売・回収までの連鎖的な供給網。災害、地政学、人権・環境要件等で途絶リスクが多様化する中、各国は強靱化と透明性向上を進めている。
	自然共生サイト登録制度	民間等の取組で生物多様性保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する制度。2025年度施行の地域生物多様性増進法で法制化され、自治体計画の区域も対象となる。
	食品ロス	まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されることを指す。我が国では、食品ロスの削減を推進するための法律や基本方針が策定され、地方公共団体においても削減計画の策定が進められている。
	自立・分散型エネルギーシステム	従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作り、その地域内で使っていくとするシステムのこと。再生可能エネルギーや、未利用エネルギーなどの新たな電源や熱利用のほか、コージェネレーションシステムによる効率的なエネルギーの利用も含む。
	スマートコミュニティ	再生可能エネルギーや蓄電池、EV、配電網等をICTで連携し、地域単位でエネルギーの最適制御とレジリエンス向上、脱炭素を図る仕組み
	ゼロエミッション東京	東京都が掲げる2050年CO ₂ 実質ゼロの都市ビジョン。戦略はエネルギー、建築物、交通、資源循環、適応、協働の分野で構成され、2030年を中間目標とする。「Beyond Carbon Half」により削減目標を強化した。
た行	体験型市民農園	農家が開設し、耕作の主導権をもって経営・管理している農園で、利用者は入園料を支払い、農家の指導のもと、種まきや苗の植え付けから収穫までを体験する農園
	脱炭素・脱炭素社会	脱炭素とは、CO ₂ などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却することを指す。脱炭素社会とは、再生可能エネルギーや省エネ技術の活用を進めることで温室効果ガスの排出を限りなくゼロに近い状態を目指した社会を指します。
	低炭素モビリティ	CO ₂ 排出の少ない移動手段・サービスの総称。ZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）などが含まれる。
	デカップリング	経済成長と環境負荷の分離を指す概念。成長の維持と同時に、単位経済活動当たりの資源・排出を減少させることが目標とされている。
	デコ活	2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。CO ₂ を減らす脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と、活動・生活を意味する「活」を組み合わせた言葉
	Dengue熱	ヒトスジシマカなどが媒介する Dengue ウイルスが感染して起こる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状

	用語	説明
な行	認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」により、市区町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づき、認定を受けた農業生産者。地域の担い手として、農地利用・資金・税制面などの支援を受けることができる。
	ネイチャーポジティブ	生物多様性の損失を止め、回復させることを目指す国際的な目標であり、自然環境への負荷を最小化し、自然への貢献を最大化する経済活動への移行を促進する概念
	ネットゼロ	温室効果ガスの排出を最大限削減し、残余を吸収・除去で差し引きゼロにする状態
は行	パリ協定	2015年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定。世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」ことなどが盛り込まれている。
	プラネタリー・バウンダリー	気候変動や生物多様性、窒素循環など九つの地球環境プロセスごとに、人間活動の負荷の許容範囲（安全な作動域）を示す枠組み。逸脱は不可逆的変化のリスクを高めるため、越境回避と自然再生の同時推進が要請される。
や行	ユネスコ	国際連合教育科学文化機関であり、教育・科学・文化を通じた国際協力を担う。各国は国内委員会を設け連携し、日本では文部科学省内に設置され助言・企画・調査等を行っている。
ら行	レジリエンス（レジリエント）	防災分野や環境分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する。
わ行	ワンウェイプラスチック	一度使用して廃棄される使い捨てプラスチックを指す概念。日本ではプラスチック資源循環促進法の下、設計段階からの削減・再資源化の制度化に加え、ワンウェイプラスチックの使用合理化が推進されている。